

訓練・生活支援給付金の受給等に関する注意

出席日数は8割以上が必要です

訓練・生活支援給付金を受給するためには、1算定基礎月（*）における訓練への出席日数が8割以上必要です。出席日数が8割に満たない場合は、それ以後の給付金は支給されません。

但し、次の場合には、出席日数に注意してください。

- (1) 訓練開始日から起算日まで1ヶ月以上経過している場合は、起算日の前1ヶ月の出席日数が8割以上必要となります。
- (2) 訓練終了日が属する算定基礎月（訓練最終月）の支給については、当該算定基礎月（訓練最終月）の前の算定基礎月の出席日数が8割以上必要であり、かつ、当該算定基礎月の前の1ヶ月間に当該算定基礎月（訓練最終月）の最初の訓練日数10日間を通算した期間において出席日数が8割以上であることが必要となります。但し、当該要件を満たさない場合であっても当該算定基礎月（訓練最終月）の前の1ヶ月間の出席日数が8割以上であり、かつ、当該算定基礎月（訓練最終月）の出席日数が8割以上の場合は支給の対象とします。

※ 下線部の取扱いは平成23年2月1日以降に修了する訓練コースから適用となります。

- (*) 算定基礎月とは、これから訓練を開始する方は訓練開始日を、既に訓練を受講中の方は受給資格認定申請日の翌日（但し、雇用保険受給者は、支給終了日前に受給資格認定を行った場合は支給終了日の翌日）を、それぞれ起算日として、翌月の応当日の前日までを1算定基礎月として数えます。

算定基礎月は、訓練・生活支援給付受給資格者証に記載されています。

例えば、起算日が8月3日の場合は、8月3日から9月2日まで、9月3日から10月2日まで・・・となり、受給資格者証には「毎月3日～翌月2日」と記載されます。

給付金の振込は、原則として各週の金曜日に行っております

給付金の支給時期は、訓練実施機関へ提出された支給申請書等が中央職業能力開発協会へ到着後、概ね2週間後の金曜日になります。

ただし、提出いただいた書類に不備等がある場合は内容を確認する必要がありますので、支給が遅延する場合があります。

なお、祝日、年末年始等により支給日が金曜日以外の曜日に変わる場合があります。

- (1) 初回の給付金の支給については、受給資格者証が交付された後の支給になります。
- (2) 訓練終了日が属する算定基礎月（訓練最終月）の給付金の支給については、当該算定基礎月（訓練最終月）の最初の訓練日数10日間の出席を確認する必要がありますので、いつもより2週間程度支給日が遅くなります。

- 訓練・生活支援給付を受ける月数がそれ以前に訓練・生活支援給付を受けた月数と合計して24ヶ月を超える場合には、支給は終了します。

- 算定基礎月における訓練の日数が10日に満たない場合は、支給されません。（夏休み等の場合は除く。）

- 訓練・生活支援給付金を正確に振り込むために、訓練期間中に口座変更・解約や名義変更をしないようにしてください。
結婚等により氏名・住所・振込口座等を変更する場合は、速やかに、各訓練実施機関を通じて、ご連絡願います。

- 訓練・生活支援給付受給資格者証の「中央職業能力開発協会会長」の印影は、プリンターによって黒色印刷となっておりますので御承知ください。

- また、訓練の受講に当たって、他の受講生の迷惑となるような行為を行った場合には、訓練実施機関の判断により退校を求められることがあります。そのような事にならないよう意欲をもって誠実な態度で訓練を受講いただくようお願いします。